

## II 高度成長からの転換と今後の課題

### 3 勤労者福祉充実の方向

---

〔4101〕我が国の勤労者の生活は、昭和30年代からの経済成長の過程で著しい向上をみたが、勤労者の生活を安定させ、福祉充実をすすめるうえで、問題点や解決すべきあらたな課題が発生している。

勤労者の生活面では、所得の改善に比べて資産の充実に遅れがみられ、さらに物価や地価の上昇が住宅、資産形成など労働者の長期的生活設計を困難にしており、特に相対的に所得の低い階層での影響が著しくなっている。

〔4102〕また福祉充実をすすめるには、勤労者個人の努力のほか、公的施策や企業の福祉施設、制度の果たす役割りが重要であるが、従来我が国では、公的な施設や給付は諸外国に比べて相対的に少なく、勤労者の生活は賃金以外にも、企業の福利施設策に依存する程度が比較的強かったといえる。

〔4103〕我が国の賃金その他の労働条件にかかわる諸制度は、いわゆる生活給的、年功的な色彩を強くもっているが、そのような理由の一つには、こうした企業からの給付により、勤労者が資産形成、子弟の教育、老後の生活など長期的な生活設計を支えていかねばならなかつたという事情があげられよう。

そこで、勤労者福祉充実に対し企業内の諸施設、制度が果たしている役割と問題点を中心として、以下検討してみよう。

## II 高度成長からの転換と今後の課題

### 3 勤労者福祉充実の方向

#### (1) 長期生活設計とその問題点

##### 1) 長期生活設計の目標

〔4104〕勤労者の家計を支える賃金は、昭和30年代から40年代にかけて著しく改善がすすんだ。

最近10年間における我が国の賃金の伸びは、年率15%程度であるのに対し、欧米主要国では年率4~9%程度の上昇であり、その結果、現在の我が国の賃金水準は、国際的にみても高まってきている。

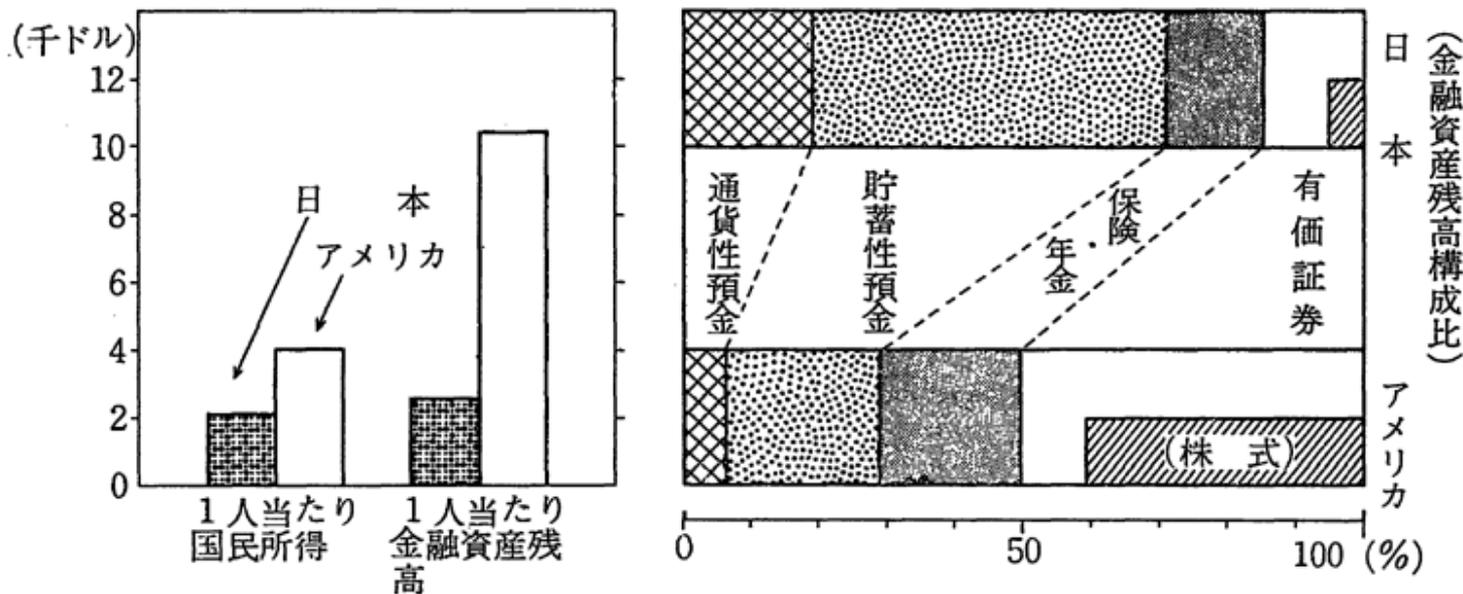
〔4105〕しかし、資産保有の面からみると、先進諸国との格差は依然大きい。例えば我が国の1人当たり国民所得がアメリカの2分の1であるのに対し、1人当たり金融資産はアメリカの4分の1であり(昭和46年)、しかもアメリカのそれは資産としての性格が強い証券等が中心となっているのに比べ、我が国では不時の出費への備えという色彩の強い現金、通貨性預金の割合が大きいなど、貯蓄における日米格差は、国民所得や賃金の格差を上回っていると同時に、質的にも違いが大きい(第95図)。

また、1人当たり住宅ストックについてみても、諸外国の水準は我が国の数倍に達しており、さらに居住水準をみても、例えば、1人当たり住宅スペース(室数)は、日本の0.9に対し、アメリカ1.5、イギリス1.6、西ドイツ1.4となっている(昭和47年「労働白書」参照)。

〔4106〕このような事情を反映して、我が国では、日常の食生活などについては長期的にみてかなり改善されてきている一方、資産保有への期待が強いとともに、快適な住生活の確保、子弟の教育充実、老後の保障など長期的生活設計については、依然不満や不安が大きく、勤労者の関心は極めて高くなっている。

第95図 個人の金融資産残高の日米比較

第95図 個人の金融資産残高の日米比較 (1971年)



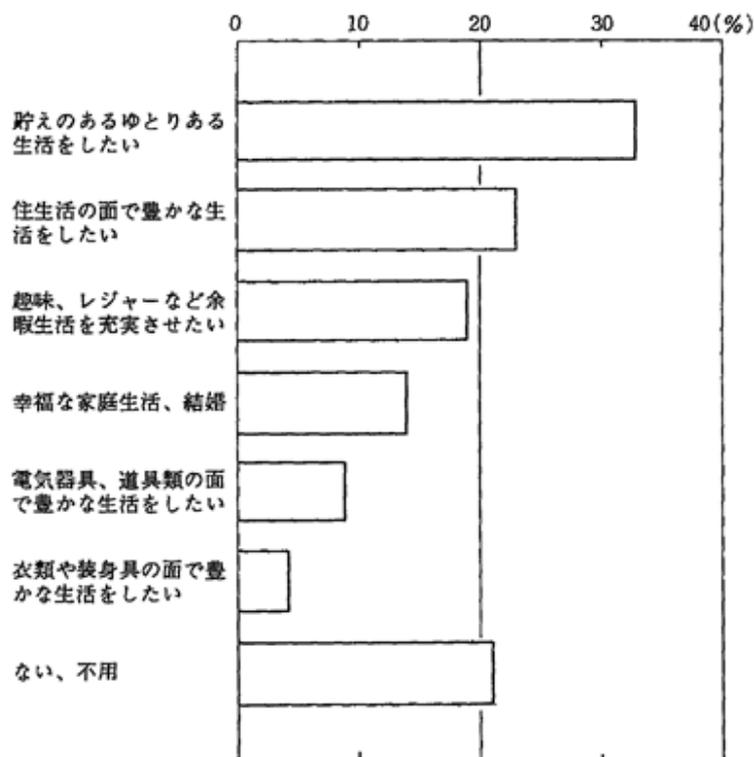
資料出所 日本銀行「資金循環勘定」  
アメリカ「Federal Reserve Bulletin」

総理府「国民生活に関する意識調査」によってみても、「貯えのあるゆとりある生活をしたい」、「住生活の面で豊かな生活をしたい」というような希望をもつ勤労者がかなりあり、しかもその割合は消費財の充足などを生活目標とするものを大幅に上回っている(第96図)。

〔4107〕 勤労者が生活をよりよくするため現状で必要と考えている事項についてみても、住居の所有形態によりかなりの差があるが(第97図)、長期的生活設計にかかわるものについての期待が高くなっている。

第96図 将来のビジョンに対する国民の意識

第96図 将来のビジョンに対する国民の意識 (昭和46年)



資料出所 総理府「国民生活に関する意識調査」  
 (注) 多重回答。

〔4108〕長期生活設計についてのこのような関心の高さを、勤労者の家計の面からみると、貯蓄率の上昇、貯蓄保有額の増加傾向となって現れている。

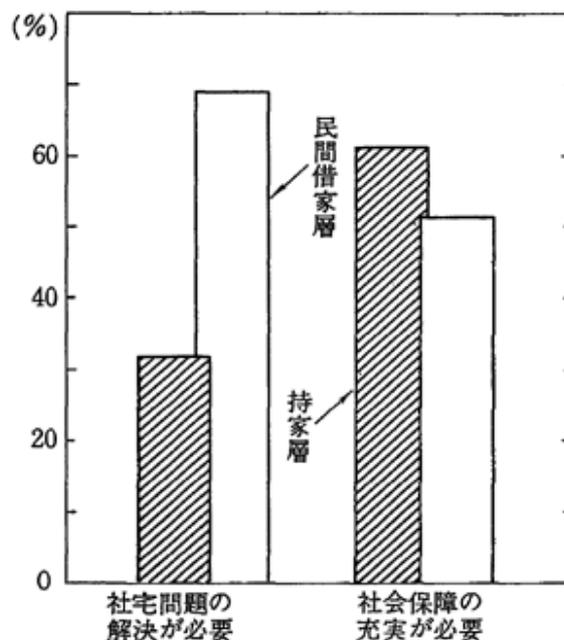
我が国の貯蓄率は欧米諸国に比べ従来から高水準にあったが、最近においてもその高まり方は大きい。

家計調査による勤労者世帯の貯蓄率(貯蓄純増額の可処分所得に対する割合)は、30年代後半の10%台から40年代にはしだいに高まり、48年には22%となった。

〔4109〕また、勤労者世帯1世帯当たりの貯蓄保有額を「貯蓄動向調査」でみると、40年末の66万円から47年末には173万円へと2.6倍の増加をみた。

第97図 勤労者の生活をよりよくするため現状で必要と思われる事項

第97図 勤労者の生活をよりよくするため現状で必要と思われる事項



資料出所 労働省「勤労者生活意識調査」  
(昭和46年12月)

(注) 住宅問題の解決, 生活環境の整備, 交通事情の改善, 余暇の増大, 公害の防止, 社会保障の充実, 減税の7選択肢に対する多重回答のうち, 住宅, 社会保障に関するもの。

そのような貯蓄の内容について貯蓄増強中央委員会「貯蓄に関する世論調査」でみると, 病気や不時の災害の備えをあげるものが全体の4割弱あるとはいえ, 長期生活設計に関連して, 土地, 家屋の取得, 老後の生活, 子弟の教育などをあげるものも, それぞれ2割ないし1割程度あり, これらの長期的貯蓄目的を合わせると5割近くに達している。

[4110] なお, 「貯蓄動向調査」(47年)によると, 非持家勤労者世帯のうち, 持家計画のあるものの1世帯当たり平均貯蓄額は213万円で計画のない世帯の2倍となっている。

このように, 勤労者の長期生活設計のニーズは, 貯蓄の積み増しなど個人の努力となって現れているが, その実現が物価, 地価などの大幅な上昇によって妨げられているという問題が生じている。

## II 高度成長からの転換と今後の課題

### 3 勤労者福祉充実の方向

#### (1) 長期生活設計とその問題点

#### 2) 物価上昇と長期生活設計

〔4111〕長期生活設計のなかでも大きなウェイトを占める住宅取得の問題をめぐって、上述のような家計の対応がみられるものの、貯蓄の減価、引き続く地価の高騰、建築価格の上昇によって、勤労者が住宅を取得することは、以前にもまして容易ではなくなっている。

「全国市街地価格指数」によると、全国の住宅地の価格は最近5年間で2.5倍、10年間では4.5倍となっており、同じ期間の勤労者世帯の実収入がそれぞれ1.9倍、3.1倍と改善されたのを大きく上回っている。

〔4112〕特に昭和47年から48年にかけての地価騰貴は大幅で、東京、大阪、名古屋の三大都市圏の住居地域についてみると、47年の対前年上昇率は15%前後であったのに、48年には30~36%に達している(地価公示価格)。

また「標準建築費指数」によって建築費の動向をみると、例えば、東京都内の木造住宅の建築単価は、最近10年間では年率9.8%の上昇であるが、年別の推移をみると46年の対前年上昇率5.1%、47年6.8%に対し、建築資材の騰貴を反映して48年には45.4%の大幅上昇となった。

〔4113〕勤労者が実際に取得した住宅、土地の状況を見ても、このような価格上昇の影響によって、大都市周辺部を中心に宅地面積の細分化、通勤時間の伸長をもたらす住宅建設の郊外化などが生じている。これらの人口急増地域は基本的な生活関連施設すら不十分なものが多く、このようなスプロール化は生活環境の悪化を招いて、勤労者が取得した住宅の快適さなど、質的価値を低下させている。

〔4114〕このような動きが生じているのは、住宅関係費用の上昇テンポが所得上昇率を上回っていることによっているが、物価、地価の上昇による貯蓄の減価の程度は、最近ほど強まっている傾向が生じており、またその過程で低所得者層ほど不利な状態におかれているなど、勤労者の長期生活設計をはばむ事情がみられるようになっている。

〔4115〕貯蓄を消費者物価の動きとの関連で見ると、名目額の増加に比べて、実質額の増加の程度は、かなり下回っている。勤労者の貯蓄の目的をみると、住宅、土地の取得、子弟の教育、結婚資金の積立て、老後の生活保障など長期生活設計に関連するものと、不時の病気、災害への備え、耐久消費財の購入、余暇生活の充実など日常生活に関連するものがある。これらの目的に対応する費目別消費者物価を、貯蓄目的の割合をウェイトとして総合化した貯蓄デフレーターを試算すると、最近消費者物価(総合)を上回る上昇がみられ、勤労者の貯蓄保有額は、その目的から考えれば、消費者物価の上昇分よりさらに大きなロスをこうむっていることになる(第98図)。

このような傾向を時期別にみると、各所得階層とも、40年代前半より40年代後半の方が実質貯蓄の減価の程度は大きくなっている。

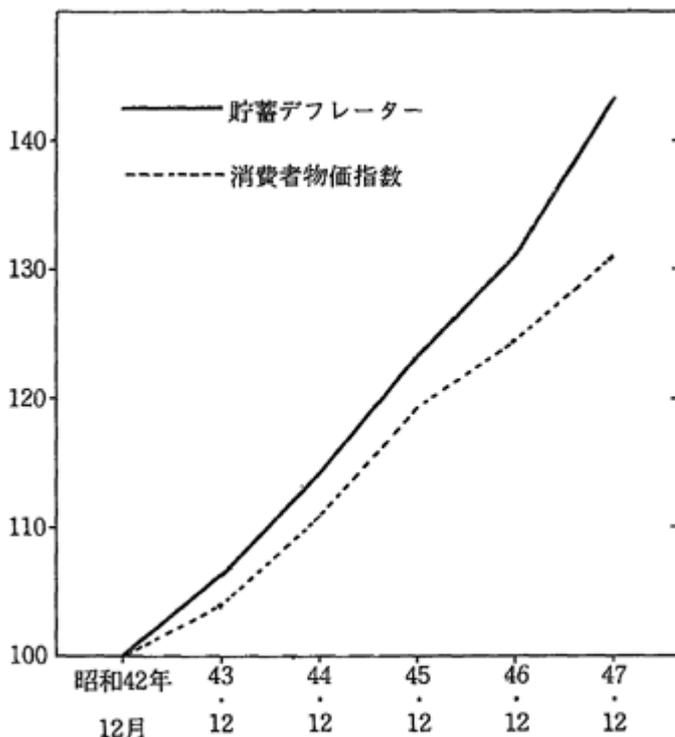
〔4116〕しかし、これらの状況には所得階層によって差が生じている。

金融資産の構成を所得の五分位階級別にみってみると、財産的な貯蓄としてよりも不時の災害等に対する生活保障としての側面が強い生命保険を保有する割合は、所得の低い階級ほど大きく、47年において第1五分位階級では貯蓄の27%を占めているが、高所得層である第5五分位階級では17%に過ぎない。一方、財産的性格の強い有価証券の保有率は所得の高い階級ほど大きく、第5五分位階級では32%となっているのに対

し、第1五分位階級では9%にとどまっている。

### 第98図 消費者物価と貯蓄デフレーター

第98図 消費者物価と貯蓄デフレーター  
(昭和42年12月=100)

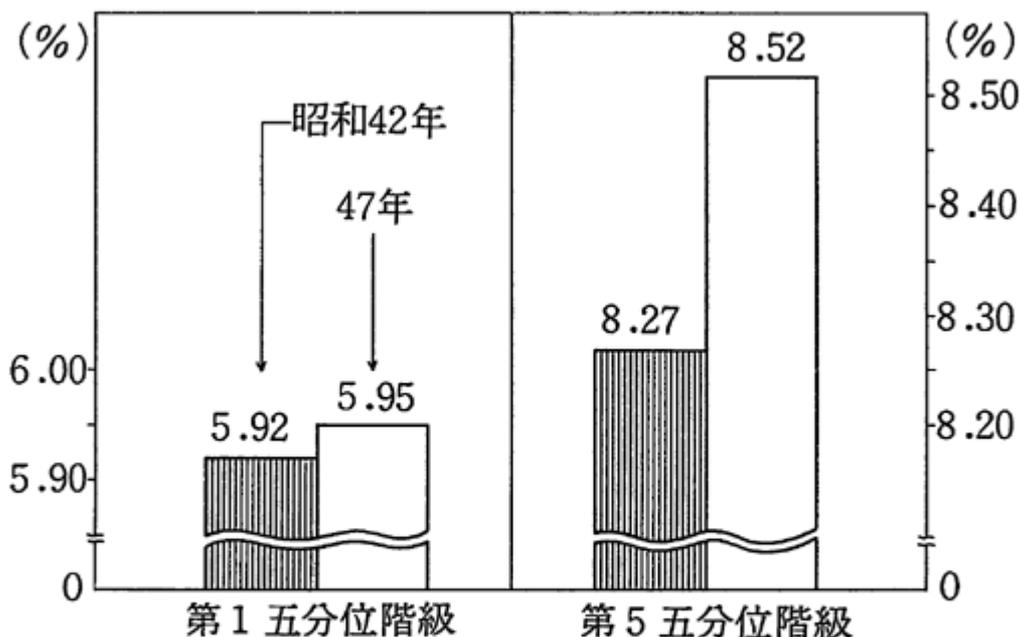


資料出所 総理府統計局「小売物価統計」  
貯蓄増強中央委員会「貯蓄に関する世論調査」  
日本不動産研究所「全国市街地価格指数」  
建設工業研究会「標準建築費指数」

〔4117〕これらの資産形態は、それぞれの内容によって利回りが異なっている。そこで資産形態別に42～47年の平均利回りを算出してみると、預金、生命保険に比べ、有価証券は相対的にかなり高くなっている。これから各五分位階級別の資産構成をウェイトとして各五分位階級別の収益率を計算すると、第5五分位階級では47年において8.52%となり、それ以下の階級の収益率を上回るとともに、42年から47年にかけての高まりも他の階級に比べて大きい(第99図)。しかもこのような傾向は、資産としての性格が異なっている生命保険を除いてみるとさらに強まっている。

### 第99図 年間収入階級別にみた金融資産収益率

第99図 年間収入階級別にみた金融資産収益率



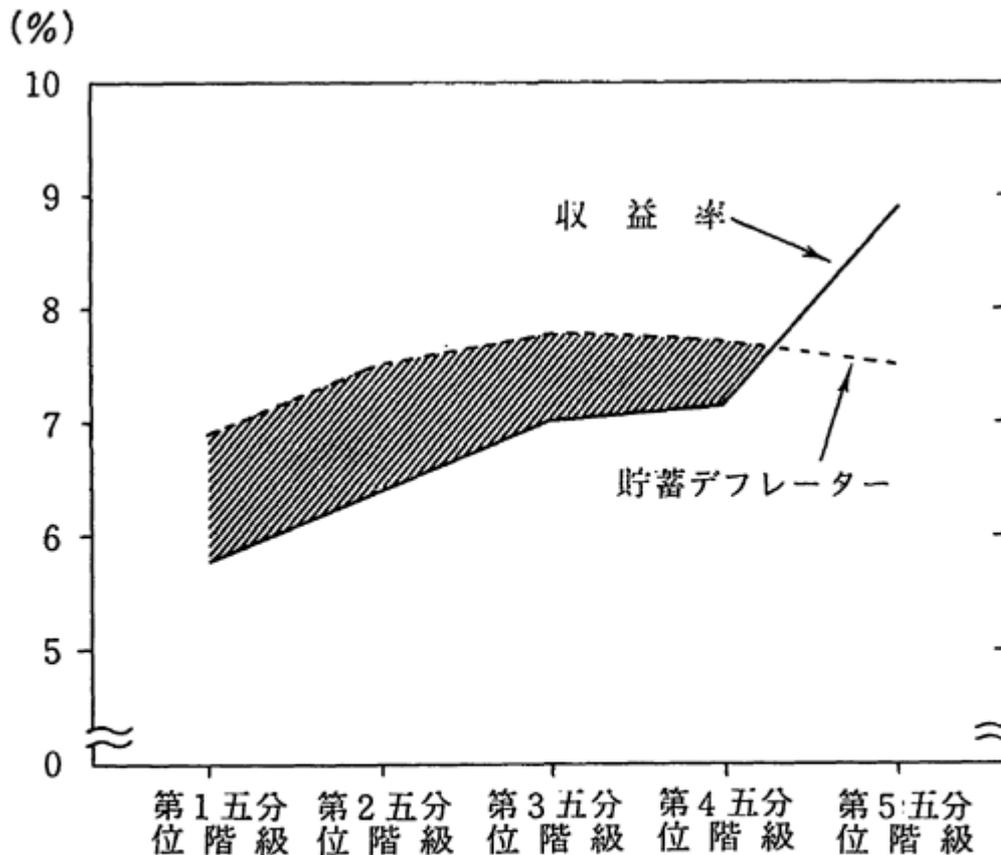
資料出所 日本銀行「経済統計月報」  
東京証券取引所「東証統計月報」  
大蔵省資料

〔4118〕一方、貯蓄目的をウェイトとする貯蓄デフレーターを所得階級別に計算し、上述の結果と比較してみると、第1～第4五分位階級ではいずれも貯蓄デフレーターの上昇率が収益率を上回っており、その結果として42～47年の間に貯蓄の価値は減少したことになる(第100図)。貯蓄の減価を収益で補うことが可能となったのは、第5五分位階級だけである。

このことは、大部分の勤労者は、収益のみによっては貯蓄の減価を防ぐことはできず、あらたに貯蓄を積み増すことによって目減りを防ぎ、生活の各側面における目標の実現をはからざるを得ない事情が生じていることを示しており、しかもその傾向は、47年から48年にかけて消費者物価(総合)が11.7%、地価が30%以上と大幅に上昇したことなどによりさらに強まっていると考えられる。

第100図 金融資産の収益状況

### 第100図 金融資産の収益状況 (昭和42~47年年率)



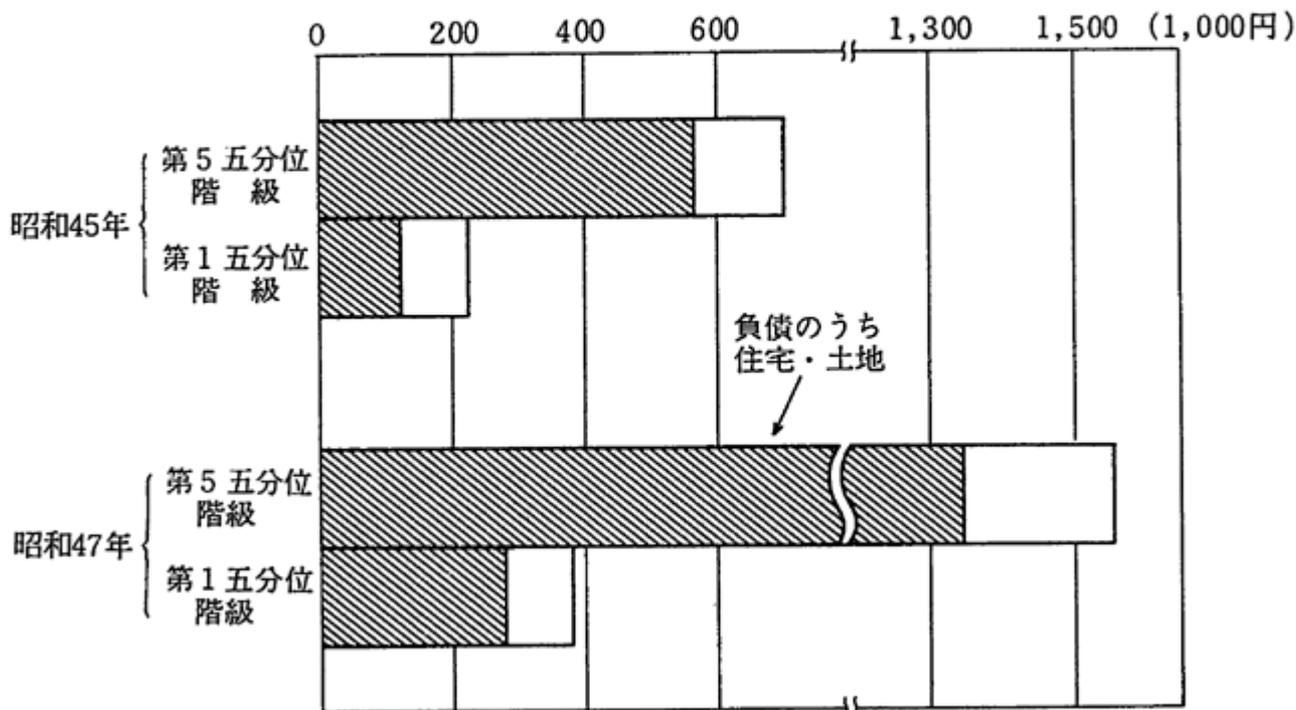
資料出所 総理府統計局「小売物価統計」  
 貯蓄増強中央委員会「貯蓄に関する世論調査」  
 日本銀行「経済統計月報」, 大蔵省資料  
 東京証券取引所「東証統計月報」  
 日本不動産研究所「全国市街地価格指数」  
 建設工業研究会「標準建築費指数」

[4119] このように金融資産に対する物価上昇の影響は、所得の低い層を中心に大きい。つぎに土地、住宅などの実物資産についてみると、所得階層によって取得、保有の状況に差が生じている。勤労者全世帯の実物資産総額の所得階級別合計額に占める各所得階級別の実物資産投資額の割合をみると、高所得階級ほどその割合が高く、実物資産の分布は不均等化する傾向にある(「昭和48年労働白書」参照)。

また、「貯蓄動向調査」によって実物資産取得のため負債のある世帯の負債現在高の状況をもみても、第5五分位階級と第1五分位階級とでは、その格差は45年の3.13倍から47年には4.2倍へと拡大している。しかも負債のなかで資産としての実質価値が高い土地、住宅に向けられたものの割合は、47年において第1五分位階級の76%に対し、第5五分位階級では86%となっている(第101図)。最近のように物価の上昇幅が大きくなっているなかで特に地価、建築費の騰貴が著しいことを考えると、すでに実物資産を取得した世帯についても、負債の相対的負担の軽減は、高所得層ほどその恩恵を受けることになるといえよう。

第101図 年間収入階級別にみた負債保有世帯の負債現在高

第101図 年間収入階級別にみた負債保有世帯の負債現在高  
(勤労者世帯)



資料出所 総理府統計局「貯蓄動向調査」

〔4120〕 以上にみたように、金融資産、実物資産の両面にわたって所得の低い勤労者階級ほど不利な状態におかれているが、勤労者(雇用者)全体でも、勤労者以外の層に比べ取得、保有の遅れが生じている。

勤労者家計の貯蓄の保有額は、47年末において173万円であり(「貯蓄動向調査」)、一般世帯(農村世帯を除き勤労者世帯以外の世帯)の298万円、農村世帯の295万円(「農家経済調査報告」)に対し、約6割弱に過ぎない。しかも40～47年の保有額の伸びは、一般世帯の3.1倍に対し、勤労者世帯は2.5倍に過ぎず、格差は拡大する傾向にある。

また、実物資産についてみても、例えば「住宅統計調査」(48年)によると、持家比率は自営業主世帯では8割を大きくこえるのに対し、勤労者世帯では5割程度にとどまっているなど、大きな格差がみられる。

〔4121〕 資産の取得、保有をめぐる条件がこのようにきびしいなかで、大部分の勤労者は長期生活設計のために依然高い貯蓄率を維持しているが、最近の物価や地価の著しい上昇によって、勤労者の考え方にも変化が生じている。

貯蓄の減価は、例えば住宅取得を相対的に困難にさせるなどの形で、長期生活設計を破綻させるようになっている。その結果、最近では、借入金への依存度を強めることによって長期生活設計を実現しようとするものと、借家など、家賃支払いによるフローの形で処理できるものへ切り替えてしまうという形がみられる。

〔4122〕 借入金に対する勤労者の考え方を「貯蓄に関する世論調査」によってみると、借入金(1年程度の賦払金を除く)について「どんな場合でもしない方がよい」と否定的に考える者の割合は、45年の39%から48年には18%へと減少しているのに対し、「借入金はむしろ上手に活用すべきだ」、「借入金は好ましくないが事情によってはさしつかえない」というように、肯定的ないしは積極的に対応する者の割合は、45年の54%から48年には71%へ増加しており、所得の低い階級ほどその傾向が著しい。

また同調査によると、土地、住宅の取得を貯蓄目的とする勤労者世帯の割合は、40年代にはやや減少する傾向にあり、42年の37%から48年には34%となっている。

〔4123〕これは大幅な物価上昇が勤労者の長期生活設計を困難にし、生活の安定を著しく阻害している側面を示すものと考えられ、今後勤労者福祉の増進をはかるためには、物価の安定が何よりも先決であるといえよう。

なお、現在では、長期生活設計に当たって住宅問題が勤労者の大きな関心事となっている。この問題については適当な家賃の良質の賃貸住宅が不足しているため、勤労者の持家希望が強まる側面があり、その実現が最近の物価、地価の上昇により困難になり、挫折感を強めている面が強い。土地問題の解決を基本として低家賃住宅の供給と持家援助の充実を内容とする住宅対策を整備することにより、長期生活設計に対する勤労者の不満のかなりの部分を解消することが、可能となるであろう。

これと同時に、資産の取得、積み増しのための勤労者の努力については、それに対する国、事業主等の援助の充実も必要であろう。

## II 高度成長からの転換と今後の課題

### 3 勤労者福祉充実の方向

#### (2) 勤労者福祉充実の方向とそれを支える仕組み

##### 1) 企業内福祉制度と問題点

〔4201〕勤労者の福祉は、それを支える公的制度、施設の改善がこれまで遅れていたなどの事情もあって、職場外における生活を含めて企業に依存する程度が強かった。

企業が行っている福祉施設、制度の現状をみると、その普及は、大企業では広範囲にわたって行われている一方、中小企業では限られた側面にとどまっている。

これを勤労者の立場からみると、日常生活に関するもの、長期生活設計に関するもの、生産活動に直結するものなどに分けて考えることができよう。

〔4202〕まず、日常生活に関連するものについてみると、レクリエーション施設、制度、祝金制度などがある。

レクリエーション施設には、体育施設、図書施設、保養所などがあり、労働省「労働者福祉施設制度等調査」(昭和47年)によるとこのような物的施設のうちいずれかの施設を有する企業は、調査対象企業のうち約6割となっている。

〔4203〕また全体の約半数の企業に普及しているクラブ活動について費用負担の状況をみると、企業が活動経費の全額を負担するものが、クラブ活動のあるもののうち体育クラブ活動では41%に達しており(企業の一部負担が59%)、文化クラブ活動でも27%あるなど、経費面での企業の補助はかなりの割合に上っている。

祝金、見舞金制度は9割をこえる企業で普及しており、その種類も結婚、出産、死亡など慶弔を事由とするもののほか、傷病、災害見舞など多様である。また全体としては1割弱の普及であるが、個人的な悩み事などの相談に乗るカウンセラー制度を有する企業(8%)がみられ、若年労働力を大量に雇用する機会の多い繊維工業、電気機械器具製造業、金融、保険業などについてみれば2割近い普及となっている。

〔4204〕つぎに、長期生活設計に関するものについてみよう。勤労者の長期生活設計のなかでもウェイトの高い住宅に関してみると、世帯用給与住宅を設置している企業は、全体の5割弱あるが、5,000人以上の大企業では94%の高い普及率となっている。

これらの給与住宅の使用料(従業員負担分)を民間借間、家賃の水準と比べると、住宅の立地、広さなどが異なるため、必ずしも厳密な比較はできないが、給与住宅入居者の住居費負担の程度は、一般に民間借間、借家の入居者のそれをかなり下回っているものとみられる(「全国消費実態調査」)。

また、自ら住宅を取得しようとする従業員に住宅資金の貸付けを行ったり、相談、あっ旋を行う企業もそれぞれ2割程度みられる。

さらに、従業員および家族に事故があった場合等の生活安定をはかるため、従業員、家族を各種の保険に加入させ、保険料を企業が負担するいわゆる私的保険制度が約半数の企業(47%)で普及をみているほか、健康保険、労災保険の付加給付を行う制度のある企業も2~3割ある。

そのほか、従業員の資産形成をねらいの一端とした従業員持株制度のある企業が1割弱あり、そのうち規模5,000人以上の企業についてみると、その実施率は55%に達している。

〔4205〕大企業では、これらの施設、制度が整備されており、そこで働く従業員が長期生活設計を行ううえでかなり大きなウェイトを占めているが、給与住宅等にあまり依存することについては、退職後の生活不安や労働力の流動性の阻害というような問題を生ずることとなろう。

〔4206〕 生産活動に直結する施設としては、従業員食堂、休養室などがある。

従業員食堂は約3分の1の企業に設置されているが、5,000人以上の大企業では8割近い普及となっている。また給食費の従業員の負担額をみると、必ずしも厳密な比較はできないが、かりに従業員が全額自己負担の夕食を行うとした場合に比べ、かなり安くなっている(付属統計表第106表参照)。

そのほか、休養室を設ける企業が約4分の1ある。

〔4207〕 企業の住宅施設は、長期生活設計との関連のほか、生産活動関連施設としての性格をもっている。生産形態との関連で企業の構内に住宅、寄宿舎を設けている場合にはその性格が強いといえよう。産業別にみて、交替で連続操業を行う鉱業、石油製品、石炭製品製造業、鉄鋼業等では世帯用給与住宅の普及率は、約8~9割と極めて高くなっていることや、若年女子労働力を大量に雇用する繊維工業などでも寄宿舎は約7割の普及となっていることは、そのような事情を反映しているといえよう。

このような生産に関連する施設などでも、給食の場合にみたように勤労者の生活を援護する側面があり、それなりの意義があるが、ベネフィットを受けられない勤労者との間では生活面での格差をもたらすことになる。

〔4208〕 以上、企業の行う福祉施設、制度を勤労者の生活の側面からみてきたが、大企業従業員と中小企業従業員とでは、利用可能な施設、制度に大きな格差が存在している。

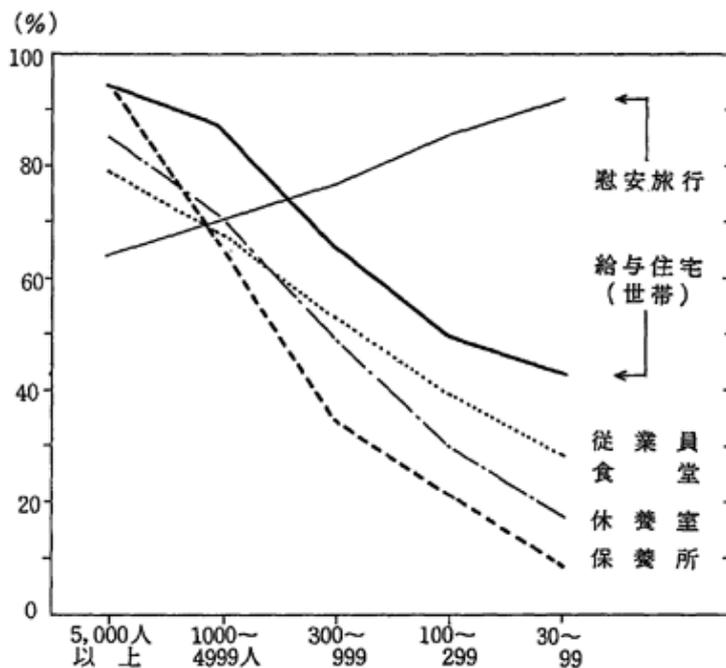
例えば給与住宅についてみると、すでにみたように大企業では9割をこえる普及であるのに対し、30~99人の小規模企業では給与住宅のまったくないものが約3分の1ある。

また、レクリエーション関係施設制度についてみると、慰安旅行は中小企業での普及がすすんでいるものの、その他についてはやはり格差がある。大企業ではプール、グラウンドなどを初め各種の体育施設を有するものが7割をこえているのに対し、小企業では卓球台などを含めても3割弱の普及にすぎない。

さらに保養所についてみると、大企業ではほぼすべてに設置されているのに対し、小企業では1割にも満たない水準となっている。

第102図 企業の行う福祉施設、制度の普及率

第102図 企業の行う福祉施設、制度の普及率 (昭和47年)



資料出所 労働省「労働者福祉施設制度等調査」

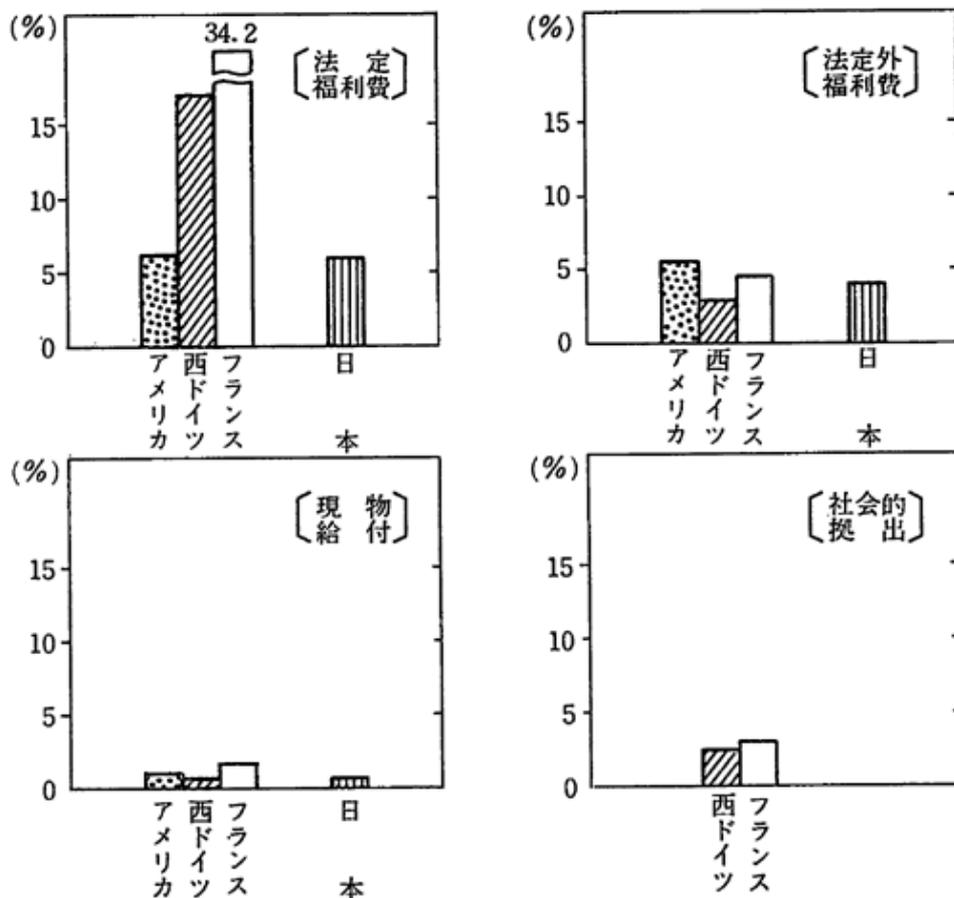
〔4209〕 以上にみたような企業の福祉施設、制度を企業の負担する費用の面から国際比較してみよう。

現金給付総額に対する各種費用の割合をみると、国ごとに社会保険などの各種制度や統計の定義等が異なるため、必ずしも厳密な比較はできないが、法定福利費では、我が国は、西ドイツ、フランスなどを下回るもののアメリカなみの水準であり、また法定外福利費では、我が国は、アメリカに及ばないが、西ドイツを上回りフランスとほぼ等しい水準にある(第103図)。このほか、各国にはみられず我が国に普及しているものとしては退職金があり、逆に我が国に普及していないものとしては休暇手当などがあるが、全体を合計すると賃金に対する割合としては、各国の水準が我が国のそれを上回っている。

[4210] このなかで、企業の福祉施設、制度に直接関連すると思われる法定外福利費についてみると、我が国の場合には住居に関する費用が40%を占めるほか、食事に関する費用、文化・体育・娯楽に関する費用がそれぞれ15%程度あり、日常生活に直結した項目のウェイトが高い。規模別には、大企業においては住居に関する費用の割合が大きいのに対し、中小企業では相対的に軽易な費用負担で実施が可能となる文化・体育・娯楽、食事等日常生活に対応する費用の割合が大きくなっている。

第103図 企業の負担する福祉施設、制度費用の国際比較

第 103 図 企業の負担する福祉施設， 制度費用の国際比較  
(各国現金給与総額=100， 製造業)



資料出所 各国は、アメリカ商業会議所、欧州共同体資料(1969年)、日本は労働省「労働者福祉施設制度等調査」(1972年)

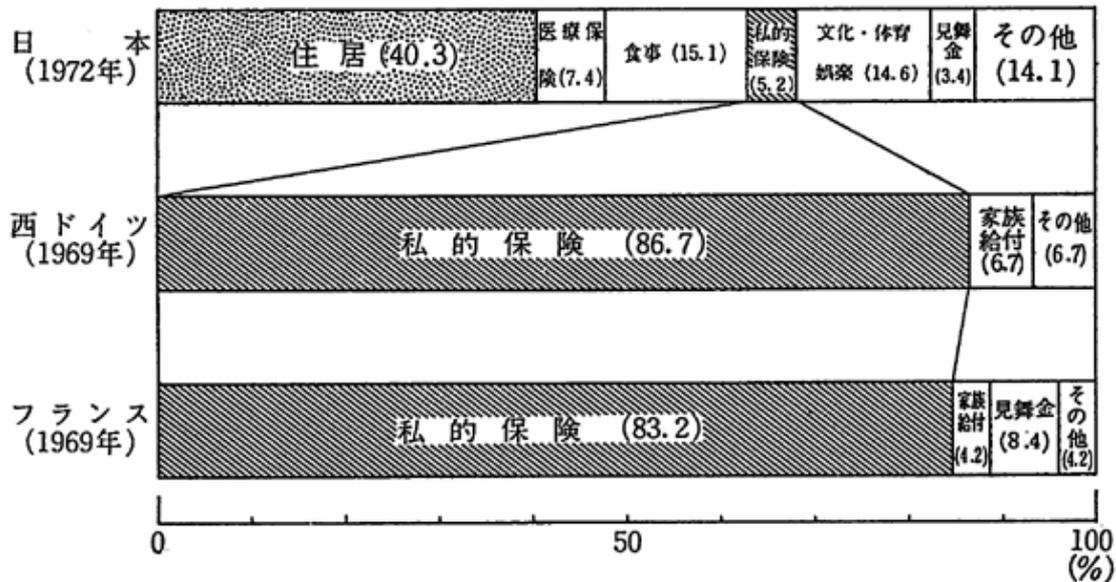
これに対し、必ずしも直接に対比はできないが、各国の状況をみると、労働協約などに基づく私的年金基金等へ拠出金の比重が著しく高いという我が国とは異なった特徴がみられる(第104図)。

[4211] このような違いは、各国の経済、社会情勢や、社会保障制度等各種制度の現状をある程度反映しているも

のであるが、我が国の企業福祉施設、制度は、生計費に直接対応する項目が多いことによって示されるように生活給的な構造になっているのに対し、諸外国では、勤労者の生活は企業の支払う賃金や各種の公的施策によって支えられ、これに対応して企業の行う付加給付は、公的な制度に上積みされるものの比重が高いということができよう。

第104図 法定外福利費の国際比較

第 104 図 法定外福利費の国際比較  
(法定外福利費=100, 製造業)



資料出所 労働省「労働者福祉施設制度等調査」  
欧州共同体統計局「Statistiques Sociales」

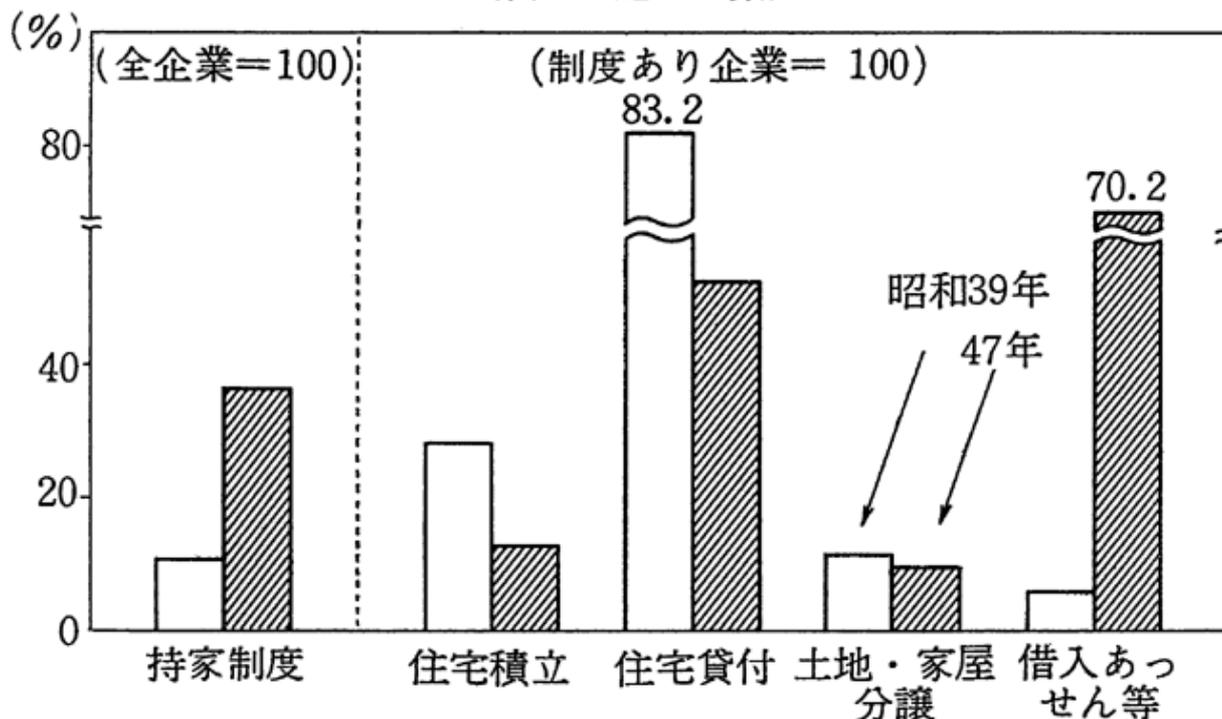
また最近では、西ドイツをはじめ西欧諸国で勤労者の資産の保有を援助するための給付も増加を示している。

〔4212〕 以上にみたように、我が国の企業福祉施設、制度は、賃金面での改善と併行してフローの面から労働者生活の補助をすすめるという傾向がこれまで強かったが、昭和40年代にはいつてからしだいに変化が生じはじめています。

その第1は、企業の内部における要因が変化していることに伴うものである。引き続き所得の上昇によって、勤労者の意識は、ストックの改善をより重視するようになってきている。住宅についていえば、企業に在職中であっても、給与住宅ではなく、自分の資産として自由に利用し得る持家確保の意欲が勤労者に高まっている。企業の対応をみても、世帯用、単身者用を含めた給与住宅設置企業の割合は7割強であって、この水準は40年代を通じて微増にとどまっている一方、従業員持家制度を有する企業の割合は急速にふえている、そして、持家制度の内訳をみても従来は企業内における住宅資金積立て、企業資金の従業員への貸付けなど企業の資金とのかかわりが重点となっていたものが、最近では企業の保証提供によって市中一般金融機関からの資金借入れの便宜を供与するなどの方法が中心となってきている(第105図)。

第105図 企業の行う従業員持家制度

### 第105図 企業の行う従業員持家制度 (製造業)



資料出所 労働省「企業福利施設調査」、「労働者福祉施設制度等調査」

〔4213〕 また余暇の充実についての勤労者の意識をみても、その具体的な指向は、レクリエーション、自己啓発などの面にまたがって多様化している。

例えば労働省「労働者の教育訓練に関する意識調査」(48年)によると、ほとんどの労働者(90%)が職業について勉強する必要を感じているが、「もし1ヵ月程度の休暇が与えられた場合」には職業に関する勉強をしたいと考える者が1割程度あり、余暇利用のなかには、自己啓発的性格のものめもあることを示している。一方企業がインシアチブをとる余暇の過ごし方について日本生産性本部が行った労働者の意識調査(48年)の結果をみても、「会社は当然やるべきだ」(13%)、「余暇の過ごし方が不十分なため、ある程度の指導はあってよい」(20%)など企業が余暇の指導を行うことを認めるものが3割強であるのに対し、「余暇は個人のもだから干渉すべきでない」とするものが44%あり、企業の行う余暇充実活動などの運営がむずかしくなっていることを示している(なんともいえない、その他が22%)。

〔4214〕 さらに、従来の福祉施設の合理化をはかろうとする動きも生じている。

例えば、生活施設のうち従業員食堂、給食施設は、8割近くの企業に普及しているが、そのなかで企業直営を、業者委託へ切り替えたもののがかなりあり、また、他企業と共同で設置しているもの、外部の一般施設と契約して従業員に一般の利用者より安い料金で利用させるようにしたものなどがそれぞれ1割前後あって、いずれも30年代末に比べて増加する傾向にある。

そのほか、整理がすすめられている施設もある。理容・美容施設などの場合をみると、その設置率は傾向的に低下しており、47年には4%弱の企業にみられるに過ぎなくなった。

〔4215〕 最近における企業の福祉施設、制度の変化の第2は、企業外の要因に基づくものである。

近年の社会保障制度の動きをみると、児童手当制度の新設、厚生年金等各種公的年金の充実、税制適格年金に関する税制面での企業優遇措置などの改善がすすんでおり、社会保障関係総費用の実支出の推移をみても、対前年増加率は46年度の14.2%から47年度には24.4%、48年度には30.1%と大幅な増加を続けている。また住宅についても、公営住宅の建設促進や民営住宅建設資金の貸出枠の増加などがはかられている。

このような動きに関連して、企業内福祉施設、制度の機能については、国の行う労働者福祉施設、制度との対応をより重視するという傾向が企業に生じている。

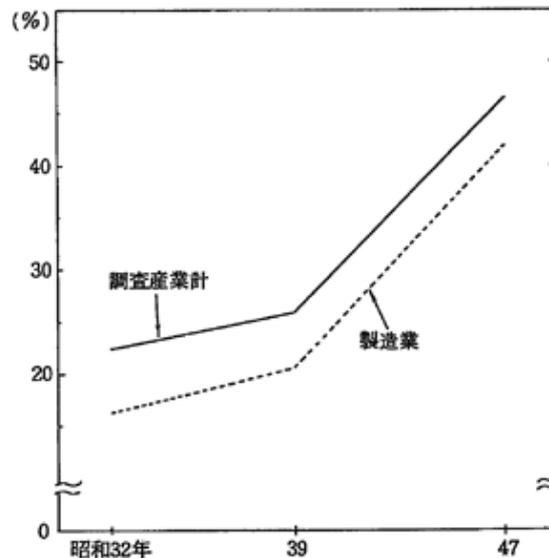
〔4216〕例えば、退職一時金については、引き続き賃金の改善や国の社会保障制度の改正とも関連して、年金化する動きが生じている。現実には年金と一時金の選択が認められるなかで一時金を受け取る者が多いという問題はあるが、中央労働委員会事務局「退職金、定年制及び年金事業調査」によって退職金制度の動きをみると、一時金のみを支給する企業の割合がしたいに減少する反面、一時金と企業年金の併給形態をとるものが42年の39%から48年には59%へ増加している。

また、健康保険、労災保険等の社会保険について、労働者、家族等への付加給付を行う企業が増加しているほか、労働者を生命保険等に加入させてその保険料を企業が負担する、いわゆる私的保険制度のある企業も大幅に増加している(第106図)。さらに最近では国の税制上の優遇措置が受けられる勤労者財産形成制度を取り入れる企業も急速に増加してきている。しかしながら、このような企業の対応がさらに促進され、企業の福祉施設、制度の機能が今後の社会、経済事情の変化に即応してより合理的な方向で充実されるためには、関連する国の諸施策の重要性がより高まる必要がある。

〔4217〕第3には、最近、企業の社会責任についての一般の関心が急速に高まっていることとも関連して、企業の側にも福祉施設などを媒介として地域コミュニティとのかかわりあいを深めようとする動きがみられるようになったことがあげられる。

第106図 私的保険制度の普及率

第 106 図 私的保険制度の普及率



資料出所 労働省「企業直営福利施設調査」(32年)、「企業福利施設調査」(39年)、「労働者福祉施設制度等調査」(47年)。

「労働者福祉施設制度等調査」によると、グラウンド、プールなどの体育施設や保養所などのレクリエーション施設を一般に開放している企業の割合は、おおむね3割前後ある。

学校に設置されたものを除けば、事業所の体育施設は、公共、民間のそれをはるかにこえ、全体の約6割を占めている(文部省「社会体育実態調査」)。

したがって、企業の有する施設の部外への開放が、地域のスポーツに果たす役割りはかなり高いとみられる。コミュニティ、スポーツの実態について調査した「コミュニティ・スポーツ実態調査」(48年)によると、勤労者を含む全住民がスポーツ活動をする場合、職場、学校、民間、公共および空地の5種類の場のなかで職場の施設が1位もしくは2位で選ばれるスポーツ活動は、熊本市の場合、バレーボール、テニスなど11種目(全体の50%)、君津市で13種目(全体の59%)、一関市で8種目(全体の35%)となっている。

〔4218〕また、同調査によると、勤労者を含めた地元住民の意識として、地域への開放を望むものがかなりある。これに対する企業の考え方をみても、すでに施設を開放したものについては、開放後「事業所・従業員と地域・住民とが融和する様に成った」(33%)、「地域に於ける自社のイメージが向上した」(20%)、「従業員やアルバイト

トなどの採用に、地域住民が協力的に成った」(7%)などのメリットがあったとするものが6割を占めて「特に変わった点はない」(38%)を大きく上回り、企業内の施設利用や、施設の維持管理に問題が生じたとするものは僅少であった。施設を現在開放していない企業についても、開放を「検討中」とするものが4割近くあり、企業の基本的態度としては施設の開放を是とするものが多数を占めつつあるといえよう。

企業施設の開放は、地域の中小企業を含む勤労者とその家族の余暇の充実に重要な役割を果たす現状にあり、職場外生活のこのような形での充実は、労働者福祉にとって大きな意味を持っているといえる。

---

---

## II 高度成長からの転換と今後の課題

### 3 勤労者福祉充実の方向

#### (2) 勤労者福祉充実の方向とそれを支える仕組み

##### 2) 労働者福祉と賃金制度

##### ア 年齢別家計構造

〔4219〕勤労者生活が以上のような企業の行う福祉施設、制度に依存する程度が大きいとはいえ、基本的には、その大部分は勤労者の所得によってまかなわれていることはいうまでもない。

そこで現在の賃金が勤労者家計の日常的な支出と長期的な目標を果すうえでどんな対応関係になっているか、以下において検討してみよう。

〔4220〕まず、勤労者の年齢別生活構造についてふれてみよう。消費支出額を年齢階級別にみると、年齢の上昇とともに支出が増高し、45～49歳層でそれがピークとなり、25歳未満の家計の消費支出に対する格差は1.6倍に達している。

これを費目別にみると住居費のうちの家賃、地代、雑費のうち保健医療費、自動車関係費などが若年層でやや多いほかは、他の費目では中高年齢層ほど支出額が多くなっているという構造がある。特に中高年齢層で支出が多いのは、40歳台でみると教育費、教養娯楽費などの支出額であり、40～49歳層を24歳以下の層と比べると、教育費は約18倍、教養娯楽費は約2倍となっている(付属統計表第114表参照)。なお教育費については、雑費のうち教育費のほか、食費のうち学校給食費、被服費のうちランドセル、交通通信費のうちの通学定期代、雑費のうち教育、文房具、教養娯楽費中の教科書、学習参考書、辞書、補修教室、他の月謝、仕送金中の遊学仕送金などを含めてみる必要があり、広義の教育費は、学校教育費のみの狭義のその約3倍に達することになる。

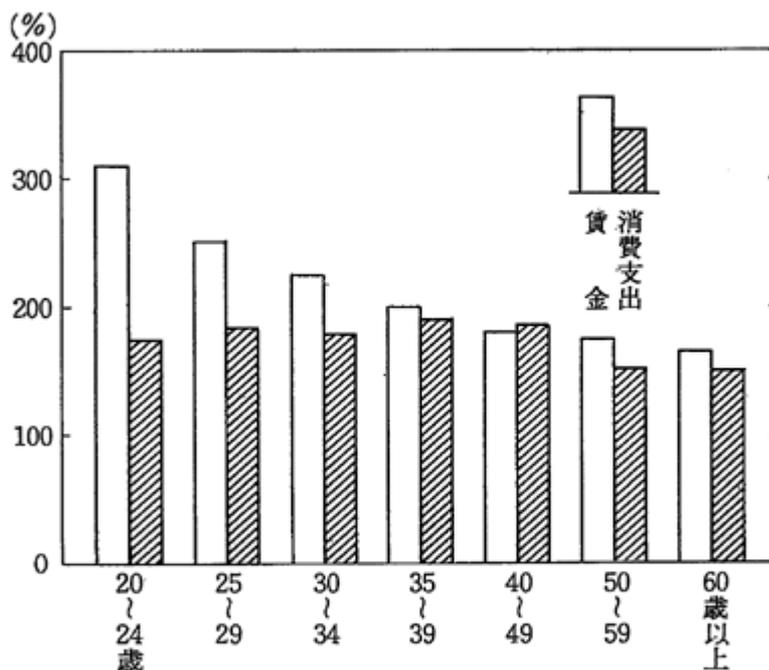
〔4221〕そのほか、40歳台の家計で目立つものには住居費のうちの設備修理費があり、45～49歳層は20～24歳層の約3倍となっている。ただ、若年層ほど家賃、地代の割合が高いという関係があるため、住居費全体としてはあまり大きな年齢別格差はみられないが、年齢別の持家比率の相違や、住居を取得するための費用を含めると、持家比率の上昇していく中高年齢層での住居に対する支出は、消費支出として現れている住居費より大きくなり、その動向のいかんは、教育費とならんで中高年齢層家計の大きな問題につながるわけである。

このように、中高年齢層においては住宅取得や子供の教育とならんで、老後に備えての貯蓄も必要となるなど、長期生活設計に必要な費用が増大していくことになる。

〔4222〕昭和30年代初期から現在まで、賃金水準や家計の消費水準が全般的に改善されているにもかかわらず、以上のような消費支出の年齢別格差にはあまり大きい変化がみられない。

#### 第107図 年齢階級別賃金、消費支出の上昇率

第107図 年齢階級別賃金，消費支出の上昇率  
(昭和33年～47年)



資料出所 労働省「賃金構造基本統計」  
総理府統計局「家計調査」

- (注) 1) 賃金は全産業男子労働者の定期給与。  
2) 消費支出は人口5万人以上都市，勤労者世帯，47年の20～24歳層は24歳以下。

30年代以降賃金水準は、大幅に上昇したが、この間の年齢別の賃金上昇率は、若年層ほど伸び率が高いという特色があり、年功賃金制度は修正の方向をたどってきた。しかし勤労者家計の消費支出の伸びは、どの年齢層でも2.5～2.9倍となっており、あまり大きい差は見出されない(第107図)。

〔4223〕若年層での賃金上昇率は、これまで相対的に高かったが、世帯主年齢の若い家計で、中高年齢層に比べ消費水準が特に大幅に上昇したわけではなかった。勤労者世帯の世帯主勤め先収入と消費支出の関係をみると、32年当時には世帯主年齢が20歳台の家計では、世帯主の収入の方が消費支出よりも低く、20～24歳層では消費支出額の7割にも満たなかったが、47年には25～29歳層では世帯主勤め先収入の方が消費支出よりも大となり、20～24歳層でも家計収入のほとんどをまかなえるだけのものとなった(付属統計表第111表参照)。これは、若年層における賃金水準の改善を示すものではあるが、若年層の賃金の改善が直接に若年層の家計の消費水準や貯蓄水準を中高年齢層に比べ、特に高めることよりも、核家族化をすすめる家計での収入構造を変化させる方向に作用した側面が大きかったといえよう。

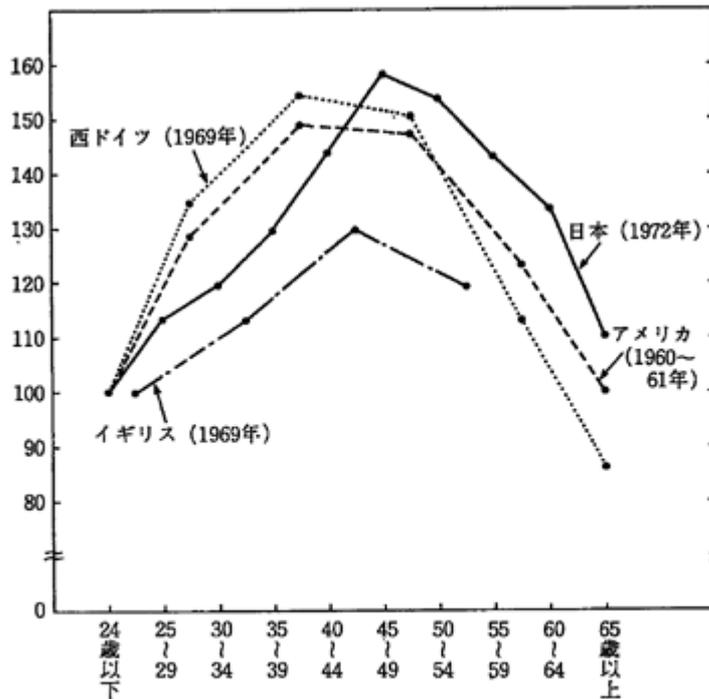
〔4224〕我が国の年齢別の賃金格差は、このような年齢別の消費構造にほぼ対応するような構造をもっている。前述したように年齢別賃金格差は、30年代の後半以降かなり縮小したが、年齢別の消費構造に似通った形態をもつという特徴は、基本的に変わっていないといつてよい。

もつともその状況は、大企業と中小企業とではかなり異なっている。大企業においては、年齢別賃金格差には縮小傾向がみられたが、なおかなりの年齢別格差が存在しており、平均的な消費支出と比べると、その格差はかなり大きい。一方、中小企業における年齢別格差は、大企業に比べて小さく、生計費の年齢別格差とほとんど同じである。そのため、大企業労働者、なかでもその基幹的労働者層については、日常的な消費をまかなうとともに、ライフサイクルに応じた生活の必要に対応する側面が強いが、中小企業労働者などについては、その条件が相対的に乏しいといえる。

〔4225〕このような年齢別の生計費格差は、我が国だけの特色ではなく、国際間でもほぼ共通してみられる現象である。

第108図 消費支出の年齢階級別格差の国際比較

第108図 消費支出の年齢階級別格差の国際比較  
(20~24歳=100)



資料出所 日本は総理府統計局「家計調査」、アメリカ、イギリスは「家計調査」、西ドイツは「Jahrbuch」  
(注) 日本は全国勤労者世帯、アメリカは全都市勤労者世帯、イギリス、西ドイツは全国全世界帯。

消費支出額を年齢階級別にみると、各国における生活構造や統計の取り方の違いなどを反映してピークとなる年齢階級は完全には一致しないが、いずれの国においても年齢が高くなるにつれ、消費支出が増大し、45歳前後ではピークに達し、それ以降は減少するという共通のパターンがみられる(第108図)。また消費支出項目別にみても、各国とも消費支出額がピークに達する年齢層で、ほとんどの項目の消費支出額が最大となっていることも共通している。つまり年齢間生計費格差は国際的にも極めて共通したパターンをもっていることが示されている(付属統計表第114表参照,第115表参照,第116表参照)。

〔4226〕 年齢による生計費格差は国際間にあまり差がないが、細部にわたる資料が得られる日米間でやや詳しい比較をしてみると、我が国は雑費のうちの教育費の影響が大きいという特色が生じている。

雑費についてみると、アメリカにおいては家計における自動車のウェイトが高いなどのため、交通費が雑費の40~50%を占めているが、日本においては、アメリカの交通費のように雑費の約半分を占めるような大きな支出項目はないものの、教養娯楽費や交際費が各々1割弱と相対的に大きい支出項目となっており、特に教育費は年齢別格差が大きい。アメリカにおいても教育費は45~54歳層で最も多額となつてはいるが、その消費支出に占める割合は、日本の4.2%に対し、1.7%に過ぎず、24歳以下の層と比較しても日本では18倍であったのに2.5倍と格差もあまり大きくない。

なお住居費については、日米とも他の項目ほどに大きい年齢別格差はみられない。これは、日本、アメリカともに若年層ほど持家比率が低く家賃、地代等の借家関連支出が大きいほか、中高年齢層ほど設備、修繕などの持家関連支出が大きいためである。しかし、持家比率は24歳以下の層では日本で23.7%、アメリカで7%、消費支出額がピークとなる年齢層では、日本で69.7%、アメリカで60%となっており、アメリカの若年層での持家比率は相対的に低いにもかかわらず、アメリカの若年層での借家関連支出は消費支出がピークとなる年齢層の2.1倍と、日本の2.8倍に比べ格差が少ない。これは、むしろ日本での家賃・地代の負担がアメリカのそれに比べて大であるためといつてよいであろう。

*(C)COPYRIGHT Ministry of Health , Labour and Welfare*

## II 高度成長からの転換と今後の課題

### 3 勤労者福祉充実の方向

#### (2) 勤労者福祉充実の方向とそれを支える仕組み

##### 2) 労働者福祉と賃金制度

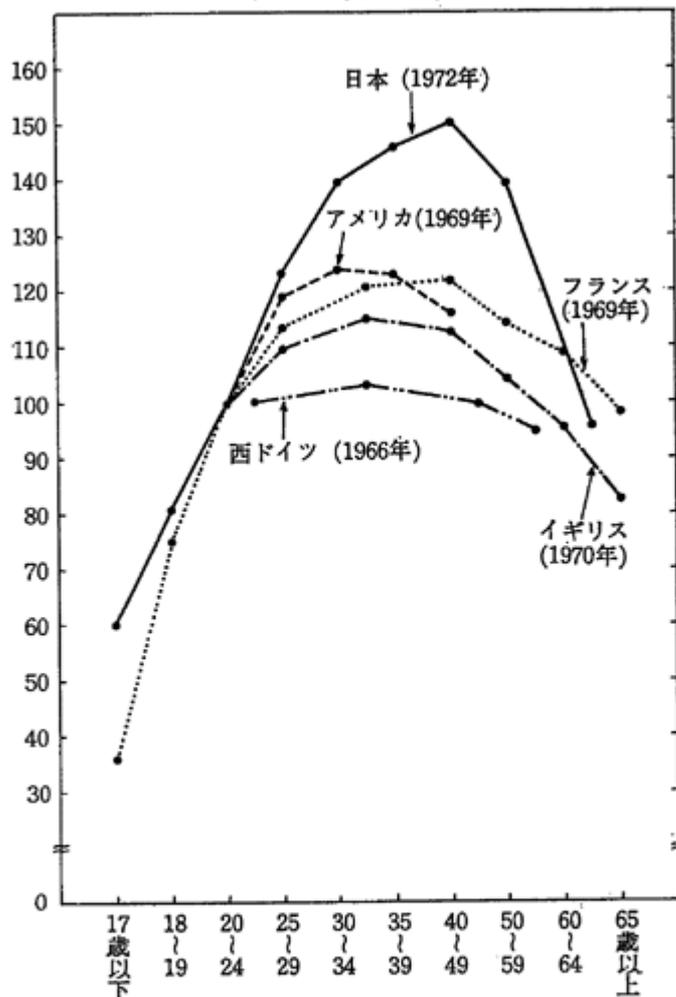
##### イ 賃金制度の国際差

---

〔4227〕 以上のように、国によって、年齢に応じて増加する支出項目はやや異なるが、どの国でもライフサイクルによる家計消費支出格差は、ほぼ似通った形で存在している。しかしながら年齢別の賃金は、国によって大きな相違があり、アメリカ、イギリス、西ドイツなどでも職員層については賃金の年齢別格差がかなりみられるが、労務者層については、生計費がピークに達する年齢階層についてみても、若年層との賃金格差は極めて小さく(第109図)、我が国の賃金制度とは著しく異なっている。

第109図 生産労働者年齢別賃金格差の国際比較

第109図 生産労働者年齢別賃金格差の国際比較  
(20~24歳=100)



資料出所 日本は労働省「賃金構造基本統計」  
 アメリカは“Monthly Labor Review”  
 イギリスは“Department of Employment Gazette”  
 フランスは“Les Collections de l'INSEE”  
 西ドイツは“Gehalts und Lohnstruktur-erhebungen”

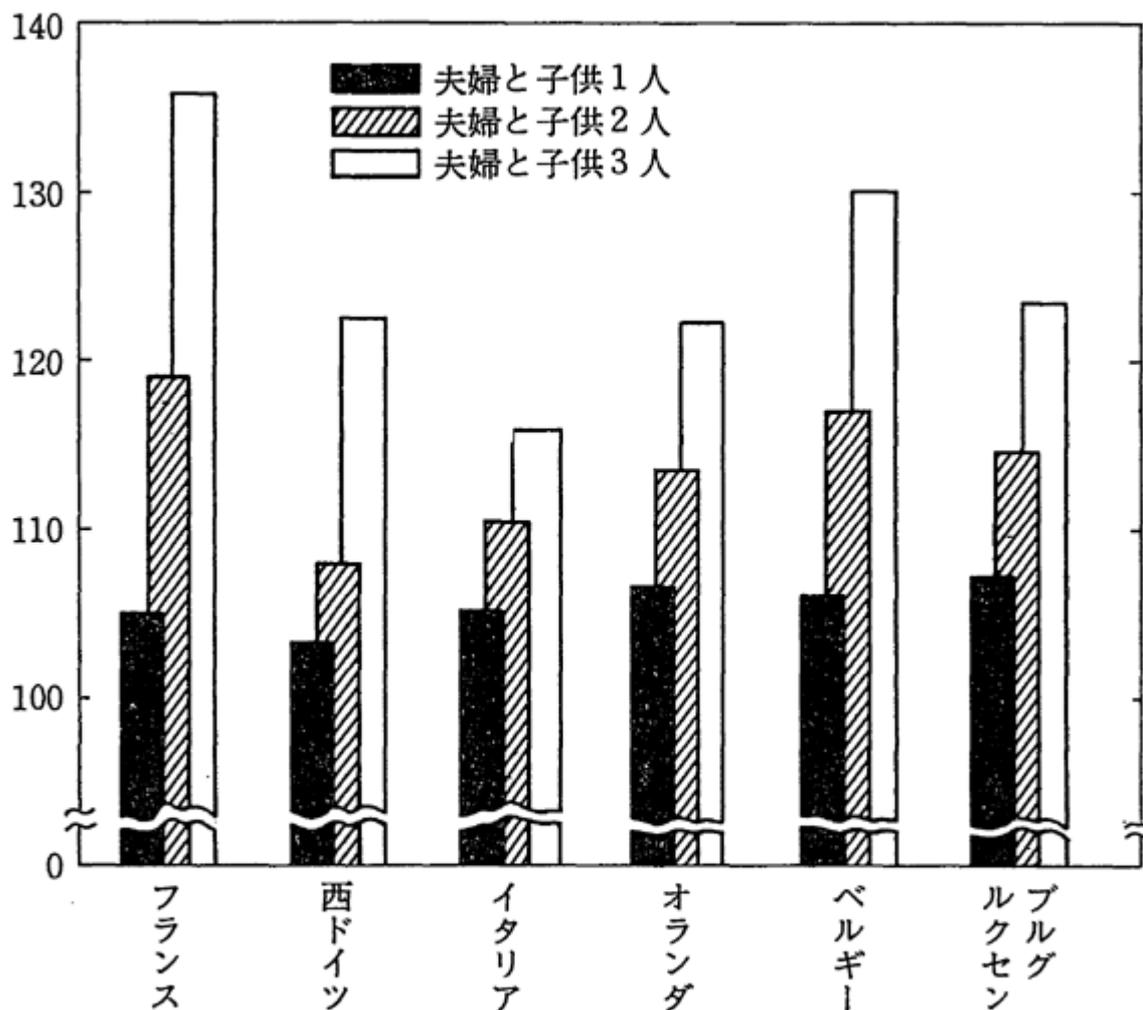
〔4228〕 欧米においては、年齢別賃金と生計費の対応が我が国とは異なった動きをしているが、そのギャップは税制や社会保障関係給付などによってうめられる実情にある。

例えば、児童手当制度が最も発達しているフランスでは、第2子について基本賃金月額(415.50フラン)の22%、第3子および第4子についてはそれぞれ37%、第5子以降についてはそれぞれ33%が支給される(1972年現在)。なお、支給対象児童のうち10歳以上15歳未満については9%、15歳以上については16%の加給がある。

このため、フランスにおいては、同一職種で同一賃金を得ている労働者でも、社会保険料や税金を差し引き、家族手当を加えた可処分所得は、その労働者の家族の構成によって異なり、単身者の可処分所得を100とすると、妻と子供2人の家族をもつ労働者の可処分所得は125となっており、さらに子供の数が多くなると、家族手当の額が多額となるため、同一賃金の労働者でも単身者と子供5人の労働者では約70%もの可処分所得の格差がみられるなど、我が国では企業が支えている労働者の生活の側面の一部を公的な制度が支えているなどの事情がみられる(第110図)。また、フランス以外についても、ヨーロッパの多くの国々において似通った公的制度の機能が働いている。

第110図 同一賃金労働者の家族構成と可処分所得

第110図 同一賃金労働者の家族構成と可処分所得  
(E C諸国, 1966年, 夫婦のみ=100)



資料出所 欧州共同体統計局 “Statistique Sociales”

〔4229〕 勤労者にとって、長期生活設計の大きな課題である老後の生活の安定についてみると、西欧各国では年金の果している役割が大きい。例えば西ドイツの家計の収入構造をみると、世帯主勤め先収入がほとんどなくなる65歳以上の家計では、公的年金収入が6割強を占めており、家計の消費支出の大半がそれによってまかなわれている。

また、住宅取得について西欧諸国の住宅政策をみると、国や時代により政策の重点は異なっているが、いずれの国においても、財政支出、補助金、住宅手当、金融制度などによって住居取得費用や家賃の軽減をはかっている。

例えば、イギリスにおいては、公的住宅の建設助成のために財政援助を行うほか、持家取得援助のための税控除または金利補助、公的住宅入居者に対する家賃補助、民間住宅借家人に対する住宅手当制度によって住宅費の軽減をはかっている。

〔4230〕 西ドイツにおいては、一定の条件付きで公的援助を受ける社会住宅とそれ以外の一般住宅があるが、前者については建設資金の貸付けが行われ、家賃や借入金返済の割賦金に対して住宅手当が支給され、利

子補給がなされるなど直接的援助が行われるほか、税制上の優遇を受けるなど間接的援助もなされる。一般住宅についても財産形成制度による建設貯蓄割増金や特別償却など一般助成措置が適用されている。

〔4231〕なお、我が国については児童手当の制度化が行われたし、また税制についても世帯構成の変化に伴う生計費の増高に対応して可処分所得が増加する仕組みになっている。年齢別の家族構成を想定し、賃金から税金や社会保障費を差し引いた可処分所得の年齢階級別格差を試算してみると、現行税制下では累進課税制度のため、そのままでは賃金が上昇する中高年齢層での負担が高くなるが、一方、配偶者控除や扶養控除によって、家族人員が多くなることによって生計費が増大する事情は、ある程度考慮されている形となっている(付属統計表第118表参照)。

例えば、40～49歳層の夫婦と子供二人の家計での税負担は、同年齢の夫婦のみの家計より軽くなっており、前者の可処分所得は、20～24歳層の100に対して182.6と賃金格差より大きくなっているが、後者の場合は170.8と賃金格差をかなり下回るものとなっている。しかしその影響は児童手当を含め相対的に小さい。

〔4232〕ヨーロッパ諸国において労働者の家計を公的な制度が支えている基礎には、我が国と異なった費用の負担構造が存在している。

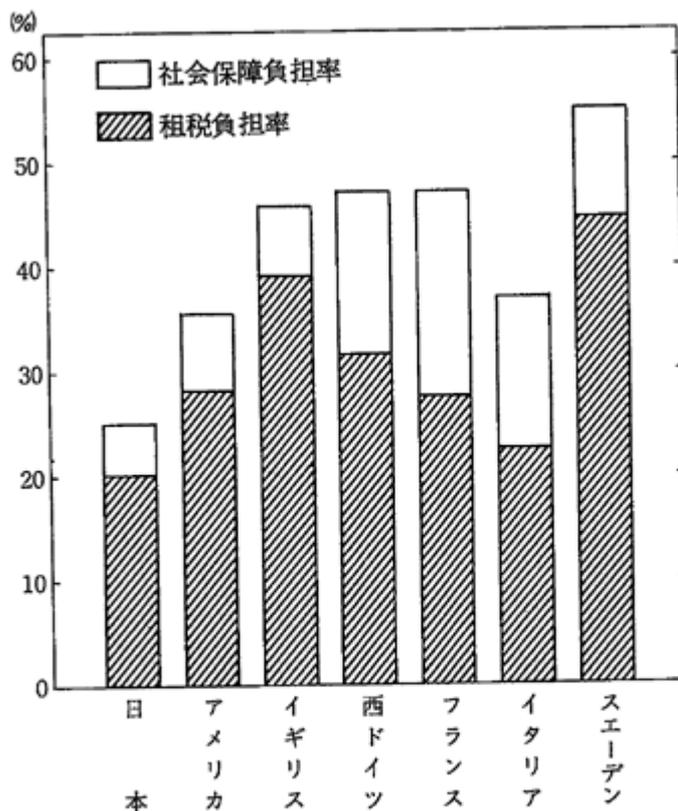
まず、国民経済全体としての費用の負担の状況を租税の面からみると、1971年における税負担(国民所得に対する直接税・間接税の割合)は、日本の20%に対し、諸外国では、スエーデン(45%)、イギリス(40%)などで極めて高いほか、西ドイツ、アメリカ、フランスなどでも3割前後の負担となっている。つぎに、社会保障費の負担率をみても、日本の5%に対し、フランス(20%)、西ドイツ(16%)などを初めとする諸外国の負担は、いずれも日本を上回っている。租税と社会保障費の負担の関係は、各国の制度の違いなどを反映しているが、両者を合わせた負担率は、日本の25%に対し、スエーデンでは55%、西ドイツ、フランス、イギリスでは46～48%といずれも我が国の2倍程度となっている(第111図)。

〔4233〕以上のような状況は、企業などの負担も含めたものであるが、つぎに個人や家計の負担の程度をみてみよう。給与所得、営業所得、配当所得などの個人所得に対する税負担率をイギリスと比較すると、イギリスでは納税者の所得に対する租税の比率が18.7%であるのに対し、日本は6.8%となっている。また、家計の収入に対する租税や社会保障費の負担をみても、日本の1割弱に対し、西ドイツやイギリスでの負担率は、ほぼ2倍となっている。

〔4234〕このような状況を基礎に、欧米各国では、社会保障制度や社会資本の整備がすすみ、フロー面では社会的な児童手当や年金等が、またストック面では社会的な資産や社会、生活環境等が、企業から支払われる賃金、FRINGE・ベネフィットとともに労働者生活を支える仕組みとなっており、我が国との対比でみると、租税や社会保障費の負担は、国民経済全体としても、また、個人や家計の所得や収入に対する比率でみてもかなり高いものとなっている。

#### 第111図 租税と社会保障費の負担の国際比較

第111図 租税と社会保障費の負担の国際比較



資料出所 日本は経済企画庁「国民所得統計」、外国はU.N. "Yearbook of National Accounts"  
 (注) 租税負担率および社会保障負担率は、各々国民所得に付する租税および社会保障費の割合である。

〔4235〕我が国においても、住宅取得、老後の生活など賃金上昇のみによっては解決が困難な問題や、賃金制度の変化、大企業と中小企業間の格差などの問題に対処しつつ、労働者の福祉を高め、これによって勤労者のライフサイクルに応じた基礎的な生活条件の社会的な整備がすすめば、長期生活設計についての勤労者の努力とこれに対する企業の援助もより効果的なものになるといえる。その場合これらの社会的な条件整備については、租税や社会保障費の負担の程度を見直す必要が高まろう。

## II 高度成長からの転換と今後の課題

### 3 勤労者福祉充実の方向

#### (2) 勤労者福祉充実の方向とそれを支える仕組み

##### 2) 労働者福祉と賃金制度

##### ウ 長期生活設計と賃金制度

〔4236〕ヨーロッパ諸国とは著しく異なって、我が国の賃金制度は、生計費の年齢間格差を強く反映した構造的特色をもち、その意味では勤労者の長期的生活設計上の課題の実現についても企業内の制度に強く依存するという特色をもってきたといえる。

〔4237〕このような賃金制度については、昭和30年代の後半以降、労働力不足、技術革新による労働態様の変化の影響などを通じて部分的に修正がすすむ動きが生じ、年齢間賃金格差については、相当の縮小がすすんできたところである。今後についても、賃金決定において年功的、属人的要素を修正しつつ職務、能力あるいは労働の質量を一層重視した賃金制度に向うことの重要性が強いといえる。その点については、企業内における今後の技術革新の進展に伴う労働面の変化などとの関連ばかりではなく、例えば、中高年齢層の雇用の安定、定年の延長などの福祉充実の観点からも賃金制度面での情勢への適応の重要性が指摘されているところである。

〔4238〕一方、30年代後半以降大企業を中心におこってきた年齢間賃金格差の縮小の動きは、最近では、ほとんどみられず、格差は保合いとなっており、これまでとは異なった動きが生じてきた。それにはつぎの二つの要素があると考えられる。

その第1は、これまでににおいてすでに相当大幅に年齢間賃金格差が圧縮されてきた結果、最近の年齢間格差自体が小さいものとなってきた効果である。規模1,000人以上の大企業についてみると、特別給与を含めた男子賃金の年齢間格差は、20～24歳層を100として40～49歳層では2倍強(47年)の水準にあるが(付属統計表第117表参照)、定期給与だけをとつてみれば1.8倍であり、昭和33年当時の2.4倍に比べれば縮小が著しい。また、この数値は職員層を含むものであり、製造業男子労務者層に限ってみれば1.7倍(48年)と年齢間格差は一層小さくなる。このような状況からすれば、生計費との対応からみて、年齢間賃金格差を一層圧縮する余地は、現状のもとではあまりなくなっていると考えられる。

〔4239〕特に中小企業関係ではその状況が強いと判断される。中小企業における年齢間賃金格差は、30年代の中頃には縮小する動きもみられたが、30年代末頃から最近までの間においてほとんど変化がみられないのには、その分野では大企業に比べ賃金水準にかなりの格差があるなかで、年齢間賃金格差がもともと小さく、勤労者の生活面において企業内制度への依存が強いという構造のもとで、年齢間格差をさらに圧縮する余地がなかったことを現していると考えられる。規模100人未満の企業の年齢間賃金格差は、年齢間消費支出格差に極めて似通った形態となっている。

〔4240〕第2は、物価上昇が勤労者の長期生活設計に強い影響を及ぼしてきていることが賃金制度に対して与える効果である。消費者物価や地価の上昇が貯蓄の減価を通じて、勤労者の長期生活設計をおびやかし、例えば住宅の入手をストック(貯蓄)の形成を通じて実現することが困難となり、頭金についても借入れに依存して取得し、借金を月々の賃金で補てんしなければならなくなったり、また、子弟の教育や老後の生活など長期的な目的がかなり大きな比重を占める貯蓄の減価を毎月の賃金から積み増すことによって補うなどの動きが生じ、それらが生活面から賃金上昇圧力となっているといえる。

〔4241〕最近の大企業分野における年齢間賃金格差の変化の動向には、このような要因が背景に作用しているとみられる。

なお、最近多くの組合によって掲げられてきた個別賃金要求は、年齢の比較的高い層の賃金引上げを強く意識している面があるが、このような要求の背景には、以上述べたような長期生活設計の困難の増大ということが一つの要因として存在しているとみられる。

〔4242〕 勤労者の生活面の課題実現と企業内制度との関連については、二つの大きな問題点がある。第1は、中小企業の問題である。中小企業においては、すでにみたように企業内福利施設は相対的に少なく、賃金制度も大企業とかなり異なっている。今後についても、中小企業の生産技術水準等からみて、それらを生計費に対応して大きく変えていくことが適切な方向かという問題点がある。第2は、企業内の諸制度なかんづく賃金制度が、生活面の要素によって一層強く影響を受けるかたちで決定されることになれば、賃金制度における年功的要素の修正と労働の質量対応への方向が後退するおそれも生じるという問題である。

年齢別賃金格差がかなり大幅に縮小した現在、長期生活設計を含めて勤労者の生活上の要請をみたしつつ、労働の質量対応という機能をも充足する賃金制度をどのようにして実現していくかは、賃金制度自体としてみても今後の重要な課題である。

〔4243〕 このような諸要因を考慮に入れれば、勤労者の長期生活目標の実現、福祉充実については、全般的な実質賃金の改善がすすむなかで労働者のライフサイクルに応じた生活の必要と賃金制度とのギャップを、一つは公的年金その他の社会保障の充実等によって社会的に負担することであり、一つは労働者の資産の形成、保有の努力を企業や国が制度的に援助促進することが重要である。両者が相まって真に充実した労働者の長期生活設計が可能になるといえよう。したがって勤労者福祉の充実は、個人、企業、社会の関連について、費用負担のことを含め、いかなる実現形態を選択するかが問題であり、勤労者の組織体としての労働組合あるいは使用者の真剣な検討が望まれるところであって、それらの役割に期待されるところが大きいといえよう。